

【主な質疑項目】

1. WTO交渉等における「多様な農業の共存」の基本理念について
2. 日豪EPA交渉について
3. TPP交渉について
  - (1) 6月に何を決めるのか
  - (2) 非関税措置にかかる交渉
4. 規制・制度改革について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。本日は、こういう形で機会をいただきました。感謝申し上げます。

私は、昨日、総理の福島議員とのやり取りを聞いておりまして、総理は、私は新自由主義者じゃないというふうに叫んでおられたわけでありましたが、どうも私は、しかし、そうはいうものの、総理の姿勢は変わってきているんじゃないかというふうに疑わざるを得ないわけでありまして。

昨日の委員会での、私は竹中、小泉とは違うんだということでありまして、確かに、総理は六年前、これは民主党の農業再生本部の本部長をやっておられたときに、小泉当時の総理と激しいやり取りをしておいでになりました。小泉総理は攻めの農業が必要であるという言いぶりで論理を展開されておられましたが、菅当時本部長は、産業としての農業だけで考えるのではなくて、地域政策として、子育てが可能な地域として農山村を再生させるのが私の決意だというふうに述べておられたわけで、確かにこの辺りは私は菅総理は新自由主義者ではないというふうに思います。

ところが、今年の一、二月、総理として代表質問にお立ちになって答弁されておられるわけでありまして、高いレベルの経済連携と農業、農村の振興を両立させる、そして強い農業をつくるんだ、こんなふうに連呼されているわけでありまして、どうも私は小泉総理と菅総理は同じに見えて仕方がない。

どうですか、総理、改めて、どこがどう違うのか、教えてください。

○内閣総理大臣（菅直人君）

大変いい御質問をいただきまして、ありがとうございます。

私は、まさにマクロ経済的に見たときに、小泉・竹中路線は私が言う第二の道であって、そのことが日本にもたらした大きなつめ跡が現在も残っていると、こう認識しております。つまり、経済政策というのは、そのときそのときに応じて私は適切なものでもおかしくなるものがあると思っております。

私が申し上げてきたように、例えば、今の例えば中国とかインドとかベトナムではインフラ整備は将来の成長に大きくつながる、大いにやるべきでありますけれども、日本も一九六〇年代まではそうでしたが、その後、本州一四国に三本の橋を造ったり、公共事業こそが日本の成長につながるというのは、私は時期が六〇年代では当たっていても、その後は間違っていたと思います。

そして、私が申し上げている小泉・竹中路線のいわゆる新自由主義というのは、つまりは、企業が簡単に言えばリストラをして、そして生産性を高めればそれで全て良くなるんだ、全ての企業がリストラをして生産性を高めればそれで日本の生産性が上がるんだと。大間違いです。全ての企業がリストラをしたら日本中が失業者だらけになっていくという、そのマクロの視点がないことが、これが私は大きな間違いを招き、そして不正規雇用を拡大し、そして格差を拡大し、しかも、経済は決してそのことによってマクロ的にはこの十年間良くならなかったわけでありますから、そういう間違いを私は指摘をして、雇用を中心とした成長を申し上げているわけであります。

そういう意味で、まず私が申し上げている……（発言する者あり）ちょっと静かにさせてください。

○委員長（前田武志君）

続けてください。

○内閣総理大臣（菅直人君）

きちんと、今政策的な議論をしておりますのでお聞きをいただきたいと思いますが、そういう意味で、まず新自由主義という考え方と、基本的なこれ、経済政策でありますから、基本的なところで違っているということを一点申し上げます。

農業については先生まさに御専門でありますけれども、私もせんだってダボスに行ったときにちょっと驚く話を聞きました。例えば、スイスでは鶏にも言わば、人権と言うと変ですが、権利が認められていて、ゲージ飼いは禁止をされているというのを聞いてびっくりしました。ですから、ほかのEU諸国に比べて五倍ぐらい高い卵だそうではありますが、それでもスイスの人たちはそれを

選ぶということも含めて、また、高度の高いところには所得補償が大変ありますので、そういう非常に山間地域の山の高いところまで酪農をやっている。

そういうことで、つまり、地域として、全体として国が成り立つということも併せて農業政策というものに入っているという意味で、私もそういう考え方も一方必要だということについては変わってはおりません。

#### ○山田俊男君

総理、大変いい話に持って行っていただけたというふうに思っています。

スイスで養鶏をやって、卵一個が五倍していても買ってくれと。物すごい大事なことです、大変大事なことです。これは、その思想の精神、国民合意の精神の下にあるのは、多様な農業の共存という言葉なんです。

総理、それじゃ、多様な農業の共存という言葉が代表質問でも何度かおっしゃっておられるんですが、多様な農業の共存という総理のその言葉が、全ての関税の撤廃を原則とするTPPに加入するというのは、多様な農業の共存と矛盾しないんですか、大丈夫ですか。教えてください。

#### ○内閣総理大臣（菅直人君）

先ほど私が農山村のことを言っていたのは、最近の高いレベルの経済連携との両立ということを行っている、まさに両立ということを一歩申し上げているんです。もちろん、自動的に両立するとは申し上げておりません。両立するような政策を大いに議論をし、考えていこうということでもあります。

スイスにおいても、もちろん、周りはEUの国々でありますけれども、そういう国々と経済の連携もしているわけですが、一方でそういうことが可能になるような国内的ないろいろな所得補償などをやっていると聞いておりますので、そういうことも、現在我が党は、昨年、まあ今年度の予算から農業の戸別所得補償の導入を行っているわけでありまして、そういうことも含めて、両立するにはどうすべきかという議論をまさに大いにこの国会の場で、あるいはその他の場で進めてまいりたいと、こう考えております。

#### ○山田俊男君

スイスはEUに加入してないんですよ。同時にまた、関税措置をしっかりと持っているということ、総理、ちゃんと頭へ入れておいてもらいたいというふうに思います。

さて、鹿野大臣にお聞きします。

同様ですが、多様な農業の共存という言葉も大臣使っておられますけれども、全ての関税の撤廃という原則、TPPの、そのことと矛盾しないんですか。ど

うぞお答えください。

○国務大臣（鹿野道彦君）

基本的に、TPPに参加するかしないかはこれから決めるということであり、まずけれども、今議員が触れられました多様な農業の共存というふうなものと矛盾するかしないか、すなわち、農業として多様な農業が成り立つようにしていくというようなことの施策が行われれば矛盾しないということになるわけがありますので、そういう意味では、今総理から言われたとおりに、両立というふうなことを言われましたけれども、どう具体的な形で対応策を講じていくかというふうなことは十分検討していかなきゃならないことだと思っております。

○山田俊男君

篠原副大臣、見えていますかね。

篠原副大臣は、この前、ダボスの会議に総理が出席されて、同時に篠原副大臣も出席されたわけであり、総理はダボスでは、第三の開国を進める、TPPについては参加国と協議を始めた、六月を目途に交渉参加について結論を出すというふうに高らかに各国から集められた皆さんに対しておっしゃっておられたわけであり、

篠原副大臣は、G10の閣僚合同会議並びにWTOの関係閣僚の会議にお出になっていた。その際、副大臣は多様な農業の共存というふうなことをおっしゃっていたんだけど、総理の、高らかに言っておられる開国ということとの間で同じものなのかどうか。総理が開国と一方で言っておられて、あとは副大臣が多様な農業の共存と言っていた。何か居心地が悪くてしょうがなかったんじゃないんですか。

○副大臣（篠原孝君）

私も総理と同じ政府専用機で参りまして、ダボス滞在六時間でしたけれども、全く別の会場でございます。

総理が「開国と絆」ということでスピーチをされているのは承知しておりました。私は、ですから、今、山田委員の御指摘のとおりで、多様な農業の共存という国際会議の場で日本が主張していることを繰り返して主張してまいりました。

○山田俊男君

副大臣、私は、素直にそういうふうに発言して何ら違和感はなかった、それから、それを聞いている皆さんは、おお、日本の姿勢はそういうことかという

ふうに思っておられたのか、居心地が悪かったんじゃないですかと言っているんですよ。いかがですか。

○副大臣（篠原孝君）

G10というのは輸入国の間の会合ですから、多様な農業の共存ということは完全に意思統一をされていたと思います。

ただ、もう一つありまして、二十三か国が参加しましたWTOの関係閣僚会議、そこではちょっと違っているんじゃないかということをおられたんじゃないかと思いましたが。そこで、私が申し上げたことをちょっと御報告いたしますと、総理は今、「開国と絆」ということで同時刻にほぼ演説されていると、しかし、農業について言えば、八兆円の総生産額に対して四兆円も輸入していると、半分の金額を輸入していると、だから、農産物について言えば、日本は開国をし切っている国ではないかと私は思うということを申し上げて、ちょっとつじつま合わせをいたしました。

○山田俊男君

どうもこれだけの大事な大事な政策的なテーマ、我が国の国民挙げてそしてこの議論をして心配している内容を、つじつまを合わせてやっているみたいな話じゃ到底できないんです。

もう一度ちゃんと答えてください。

○副大臣（篠原孝君）

私の今の発言がちょっと不穏当だったかもしれません。

ですけれども、それは農業関係の大臣、輸入国だけの会合じゃありません、いろいろな各国の閣僚の集まりですので誤解をされるといけませんので、農業のことをもっともっと、多様な農業の共存ということもその場でも申し上げました。ですから、それとどういうふうにするかというのは、日本は輸入もこれだけしていると、守るべきものは守り、輸入せざるを得ないものは輸入しと、ちゃんと守るべきものは守らせていただくという意味で私は発言したつもりでございます。

○山田俊男君

総理、多様な農業の共存という言葉は、これまで我が国がヨーロッパの国々、アフリカの国々、それからさらにアジアの国々、その国々としっかり連携して世界貿易機関の交渉その他に当たるときに、スローガンであったり、有力なまさに総理のおっしゃる絆でもあったんです、この言葉は。

ところが、それに一番反発していたのはオーストラリアであり、アメリカなんです。その一番反発していたオーストラリアとアメリカに、関税を撤廃して、それを原則とするTPPに入りますよというふうに言うわけですからね。世界中の国々がえらいびっくりしているわけです。

私はこの一月に、私も駆け足でヨーロッパの国々を回りました。その際、EUの委員会、それからヨーロッパの農業団体連合、両者とも、日本はどうしたんだと、日本はこれからどんな顔をしてジュネーブへ来るんだと、こう言っていますよ。

今後行われるジュネーブでのもろもろの会合があります。そういうときに我が国は相手にされるんですか、一体。多くのもう仲間を失っているんですよ。その点よく考えて、そして格好よく開国とおっしゃっていますか。もう一度お聞きします。

#### ○内閣総理大臣（菅直人君）

私は、山田先生のような農業の専門家を含めて、こういう議論を大いにやるべきだと思っております。できれば、自由民主党の中にも、積極的に発言されていた、委員会でもそういう意見も聞いておりますので、是非とも、そういう各党それぞれいろんな立場の意見がある、これは国民の中でもあるわけでありますから、大いにいろんな意見を自由民主党の中の意見も含めてお聞かせをいただきたいと、こう思っております。

今おっしゃったことを必ずしも私、全てが分かるわけではありません。つまり、なぜ、国際社会で私のような発言が問題視をされるのではないかという御指摘そのものは分かりませんが、私がダボスで申し上げたのは、先ほども申し上げたように、この両方を両立させるという考え方に基づいて、しかし一方で、先ほど他の委員にも申し上げましたが、我が国がもっとある意味自信を持って世界でいろいろな活動に積極的に参加をしていく、そういうことも含めて開国という表現を使ったところであります。

#### ○山田俊男君

総理の開国という主張の言葉の中に、多様な農業の共存という概念は入っているんですかね、入っていないんですかね、もう一度聞きます。

#### ○内閣総理大臣（菅直人君）

私は、一方では農業の再生本部の責任者も務めていて、今その議論もいたしております。帰りの飛行機で、篠原副大臣と、フランスにおいて行われている若い人たちを農業にもっと従事をしていく、そういう仕組みについて調べては

しいと言いましたら、先日、その会議にも出していただきました。

つまりは、農業の再生ということは農業の再生として是非実現しなければならない。開国ということとダブる部分、ダブらない部分があるかもしれませんが、いずれにしても両立させなければならないということで申し上げているんです。(発言する者あり)

○山田俊男君

もう総理、ここは、総理、ここは……

○委員長（前田武志君）

もう少し静かにお願いをいたします。

○山田俊男君

総理、ここは、総理、もう日本はTPPには加入しませんというふうに明言したらどうですか。今からでも遅くないですよ。

それとも、そうじゃなくて、普天間の問題でもう鳩山前総理が失敗した、さらに仙谷前官房長官が尖閣諸島の問題で失敗した、それを繕うために、もうアメリカに、オバマの言うとおりにしなきゃいかぬのだ、もうTPPに入らないなんという話はオバマが許してくれないんだと、こういうことなんですか。

○内閣総理大臣（菅直人君）

そういうことでは全くありません。

○山田俊男君

本当は前原大臣、前大臣に来てもらって、そしてやりたかった。何でかといったら、だって、一・五%の農林水産業のために九八・五%が犠牲になった、こうおっしゃっているんだ。本来であればそのことだけで辞任問題ですよ。だから、そのときに辞任しておれば大きな傷を負わなくて済んだんですよ、これはもう。もう大変なことですよ。

ところで、私の疑問は、前原大臣は、包括的な方針をお決めになった後、直ちにオーストラリアへ向かわれた。一体、オーストラリアで何をおっしゃってこられたのかよく分からないんですけれども、一体TPPに入る下準備で行かれたのか、それとも、そうじゃなくて、今包括的な経済連携協定の方針、EPAを結ぼうと、そのために行かれたのか、その辺がよく分からないわけでありませう。

そして、その後、海江田大臣もオーストラリアへ行かれましたね。一体、ど

ういう立場で行かれたんですか、お聞きします。

○国務大臣（海江田万里君）

お答えをいたします。

私は、日本で、これは東京で十か月ぶりに日豪のEPAの会議がございまして、それが終わった直後にオーストラリアのシドニーに行ってまいりました。

私の立場というのはもちろん経済産業大臣でございますが、その中で、これはギラードという首相がおります。このギラード首相、それからエマーソンという貿易大臣がおります。このエマーソン貿易大臣ともお目にかかりまして、大局的な立場で十か月ぶりに再スタートをしたこの日豪のEPAでございますので、是非これをまとめるようにお互い努力をしようじゃないだろうかというお話をしてまいりました。

○山田俊男君

その際、TPP参加を検討するというのもう方針として出していて、各国との間でもそのための協議を始めておられる時期ですよ。そうですね。そのときに、EPAについて交渉するといったときに、二つの原理で言うておられるわけですよ。その点はどうだったんですか。

○国務大臣（海江田万里君）

その会談の中でTPPのお話も出ました、これは。ただ、そのTPPにつきましては、私どもの方針であります、六月までにこれは参加するかどうかと、協議にですね、協議に参加するかどうかというつもりであるということをお申し述べてまいりました。そして、日豪のEPAはそれと並行と申しますか同時並行で話し合いをしなければいけないということで、交渉ですね、交渉しなければいけないということで、共通しますのは、やはりお互い高いレベルでの貿易の提携をしよう、経済の連携をしようということでございます。

○山田俊男君

EPA、二国間のEPA交渉を開始しようと、こういうふうにおっしゃってきたということですが、EPAをやるということであれば、我が国が重要品目、農産物の重要品目を抱えているということは十分御存じですね。

多分、鉱工業製品におきましても大事な品目を抱えておられるんじゃないかというふうに思います。それらを幾分かは例外という措置を交渉せざるを得ませんね。そうですね。その点はいかがですか。

○国務大臣（海江田万里君）

具体的な交渉はそれぞれ事務方でやっておりますから、私どもは、十一月に決定をしました包括的経済連携の基本方針がございますから、この中で、センシティブ品目について配慮を行いつつ、全ての品目を自由化交渉の対象とし、そして交渉を通じて高いレベルの経済連携を目指すという、この方針の説明をまいりました。

○山田俊男君

そうすると、オーストラリアからは多分間違いなく、どうぞと、それじゃ、六月に方針を出されて、そして全ての品目を自由化の対象にするということの覚悟を決めてからおいでになってはどうかというふうに言われませんでしたか。

○国務大臣（海江田万里君）

お答え申し上げます。

そういうことは言われませんでした。

○山田俊男君

言われないとすれば、居心地が悪くてしょうがなかったはずなんですよ。

これは、鹿野大臣、鹿野大臣はオーストラリアへ行かれていますか。行かれていない。行かれたらどういうふうに対処されますか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

オーストラリアには行っておりません。

基本的には、今、海江田大臣からお話がありましたとおりに、EPAを推進するというふうなことは決めておるところでありますけれども、センシティブ品目について配慮をしながらと、こういうふうなことでありますから、そういうことを十分踏まえた中で交渉に当たっていかなきゃならないと、こう思っております。

○山田俊男君

衆参の農林水産委員会で、そしてこれは、重要品目を例外にする、それができないなら交渉を中断すると、そういう形での全党一致の決議があるんですよ。それを踏まえていったら、だって、EPAを交渉しに行くのであれば、例外を主張してくるという方法しかないわけでしょう。いかがですか、それは。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今このEPAについてお話がありましたけれども、今日、昨年十一月に決めた高いレベルというふうなことは、一般的に今先進国の間でのEPAというのは、関税撤廃が、品目ということ考えたときに九五くらいと、こういうふうなところでもありますので、それが一般的に高いレベルと、こういうふうなことでありまして、そういうところを一方に置きながら、国会決議もございまして、このセンシティブ品目に配慮をしてというようなことを念頭に置きながら交渉に当たっていきなかなきゃならないというふうなことであります。

○山田俊男君

総理、かくのごとくオーストラリアとやるときも非常に難しいんですよ、二つの原理があつて。その二つの原理に矛盾があると思いませんか。総理に聞きます。

○内閣総理大臣（菅直人君）

我が国は、EUとの間でもまだこのEPAが締結されておられませんし、アメリカとの間でももちろんFTAも締結されておられません。

オーストラリアとの間で今精力的にいろいろ議論が行われてありまして、二つの原理とおっしゃったのがどれとどれというのが必ずしもはっきりしません、しかしそういう議論をする中で私は物事が進展していくものと期待しております。

○山田俊男君

玄葉大臣、六月を目途に交渉参加について結論を出すという方向で、それで同時に国内農業対策、農村政策の基本方針を六月に決定すると。十月を目途に抜本的な国内対策並びに必要な財政措置と財源措置を決定して行動計画を立てるといふふうにおっしゃっているんですよ。

玄葉国家戦略担当大臣、一体何を決めるのか。その柱も分からないんですよ、この方針だけでは。一体何をお決めになるんですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

六月のことであれば、御存じのように、交渉に参加するかどうかということを決めるということでもありますけれども、山田委員が今おっしゃったのは、例えば農業の強化策について、六月に何を決めて十月に何を決めるのかと、恐らくそういう問いなのかなというふうに思いますけれども。

六月に何を決めるかということについて、詳細はこれからでありますけれど

も、今三回、たしか食と農林水産再生実現会議を開きまして、同時に、たしか八回ほどその下の幹事会でこれからの農業強化策について鋭意検討中でございますので、まずは三月末にその中間整理をさせていただいて議論に付したいというふうに考えております。

○山田俊男君

開国フォーラムというのをおやりになっています。その場でも一体何を決めるんだと。参加を決めますと、参加のための交渉を決めますといったときに、じゃ、農業政策については同時に出しますよと言っているときに、農業政策の枠組みが分からなかったら何も決まらないじゃないですか。その点はどうなんですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

ある意味おっしゃるとおりでありまして、したがって、先ほど申し上げましたように、三月末に一定の方向性を出させていただいて、そしてさらには、六月には具体的なさらに措置について説明をさせていただくということになると思います。

○山田俊男君

これ、海江田大臣、先ほど安井委員の質問もありましたけれども、海江田大臣は、撤廃の対象にならない項目が一ないし五%はある可能性が高いみたいなことを金沢の開国フォーラムでおっしゃっているわけです。原則一〇〇%の関税撤廃というTPPを目指すとっておきながら、一方で例外もあるというふうにおっしゃっている意味は何ですか。

○国務大臣（海江田万里君）

お答えを申し上げます。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、まず、原則これは完全撤廃だということを申し上げたわけでございます。その上で、例えば、これもまた答えが同じになりますが、アメリカと豪州のこのEPA、FTAですか、ここの中ではこれはまず一%の対象外の品目がございました。それから、十年で関税を撤廃をするという場合には、四%をそれを除外、例外の規定もございました。

そういうことも勘案をしますと、最初から一〇〇%ということではなしに、目指す目標はそうでございますけれども、今はまだ交渉をするかしないかという段階ですから、最初から私どもは一〇〇%だよということではなしに、やはり私どもも守るべき国の利益というものは当然あるかと思っておりますから、そうい

うことについての考え方を申し述べたわけでございます。

○山田俊男君

玄葉大臣も同じように例外があるよというふうに話しておられるんですが、同じような趣旨ですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

関税につきましては、御存じのように原則十年で撤廃ということでありまして、けれども、ただ、昨日も議論させていただきましたけれども、原則というのはあくまで原則というところがあると思います。要は、交渉次第で除外、例外というのは私はあり得るだろうなというふうには思います。

○山田俊男君

海江田大臣、海江田大臣は我が党の山本議員の四日の質疑に際しまして、まともならなければ撤退もあると、そんなふうにおっしゃっているんですけども、一体、ともかく交渉に参加してまともならなきゃ出ていきますということが出来るんですか。本当にそう考えておられて、こういう発言されているんですか。

○国務大臣（海江田万里君）

そのように考えております。

○山田俊男君

総理、六月に交渉に参加を決定して、そして、まともならなかったら出ますと、それが通ると思いますか。オバマ大統領との関係で大丈夫ですか。

○内閣総理大臣（菅直人君）

まず、現在の状況は、御存じのように、情報収集のために関係国との協議をするということを昨年十一月の閣議決定で決めまして、そのことで今それぞれ活動しているわけです。六月に行うと言っているのも、もう御承知のように、交渉参加についての是非を決めると、交渉に参加をするかしないかを決めるということを申し上げているわけです。

もし交渉に参加することになっても、交渉ですから、交渉というのは妥結することもあるれば妥結しないこともあるわけでありまして、そういう意味では、交渉に参加するかしないかをまだ、六月に決めますけれども、その上で、そうなった場合には、もちろん妥結することもあるればしないこともあるということとは当然だと思っております。

○山田俊男君

参加したら、よほどのことがない限り、それは離脱できませんよ。もう傷が浅いうちに早く出たらいいいですよ。ちゃんと決断してください。

そして、やることはちゃんとあるんですよ。アジアと連携しよう、さらにはヨーロッパと連携しよう、韓国とも連携しよう、そのこと大事じゃないですか。そのことちゃんとやればいいじゃないですか。いかがですか。

○内閣総理大臣（菅直人君）

最後に言われたことは、私も全く同感であります。

つまり、この間、十年ほど、そういうものがなかなか進んでこなかったことはよく御存じだと思うんです。一番大きなWTOのドーハ・ラウンドも、この十年近く動きが止まっております。また、日本と例えば韓国、中国の今いろいろと、学識経験といいましょうか、いろいろなことをやっておりますが、まだなかなか進んでおりません。

幸いにして、インドとかあるいはペルーとかについては、この政権交代後、かなりEPAが成立をいたしましたけれども、そういった意味で、今、最後におっしゃったように、決して何かTPPだけを考えて、そこが進むか進まないかだけで動いているわけではなくて、現実にも今、オーストラリアとの間ではEPAの交渉をしているわけでありますから、そういった意味で、大きなまさに経済連携というものを進めようという基本方針の中でいろいろな形のことを進めてまいりたいし、現在やっているところです。

○山田俊男君

玄葉大臣、TPP参加に向けた協議の中で、関税以外の非関税措置があるわけでありまして。一体どういうものがあるんですか。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

探せば手元にありますが、二十四の作業分野が御存じのようにございまして、例えば投資とかあるいはSPS、植物検疫であるとか、あるいは知財だとか、そういった二十四の作業分野は山田委員にもお示しをしておいでございます。

○山田俊男君

今、玄葉大臣、大事なことをおっしゃった。例えば二十四項目の中に投資とかというふうにおっしゃった。

昨日の当委員会で、松本副大臣は投資の問題はないというふうに話しておられるんですが、いかがですか。

○副大臣（松本剛明君）

お答えいたします。

昨日の答弁のメモを持っておりませんが、昨日、TPPに付いていけば投資の絶対的な自由になるのかという御趣旨でありましたので、投資についてもそれぞれ規定がある中での内容になるものと想定をされているという旨お答えをさせていただいて、投資分野がTPPの分野の中に入っていないという答弁をしたということはないと理解をしております。

○山田俊男君

そうすると、それから、政府調達に関連しては今いかがですか。

○国務大臣（大畠章宏君）

山田議員にお答えを申し上げます。

ただいまの政府調達ということでございますが、確かにこれが二十四の項目の作業部会の中にございまして、仮定の話であります。ルール作りに参画するのであれば、現在の日本における地域の厳しい状況にある建設企業の状況、あるいは建設企業に対する影響というものを考慮し、あるいは配慮し、政府調達に関する協定の適用範囲、基準額などについて我が国の立場をしっかりと主張し、織り込むことが必要だと考えております。

○山田俊男君

分かりました。政府調達に関して基準その他があるということですね、それに主張していくという。

じゃ、松本副大臣、昨日、あなたは交渉の二十四作業部会の中にもこういう問題はないというふうに言明されていたんですが、そうですか。

○委員長（前田武志君）

ちょっとその前に大畠担当大臣。

○国務大臣（大畠章宏君）

もう一度お答えを申し上げます。

もしもルール作りに参加するのであれば、このような立場を、日本としての立場を主張することが必要だと、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○副大臣（松本剛明君）

昨日、政府調達分野がないという答弁を申し上げた記憶はないのですが、情報収集、私どもが努めている中で、現在、政府調達分野については、WTOの政府調達協定、それから各国のFTAを基本として入札の原則や手続等について議論を行っているものと私どもは見ております。

今回の会合までに各国からオファーが出されるというふうな情報に接しているところでありまして、今後、政府調達の範囲、適用される範囲などについて議論が行われることが想定をされるというのが今の私どもの情報収集の結果でございます。

○山田俊男君

これはP4協定の英文なんです。これは手に入らなかったから私の事務所で訳した。訳して、別表にちゃんと政府調達に関するみんな基準も書いてある、金額も、何もかもみんな書いてあるんだよ。それを、先ほどの議論では、だって昨日の議論では、いずれの協定にも御指摘のような地方自治体による各種施策を記述する特別な規定は存在しておりません。また、交渉の二十四作業部会の中にも御指摘のような施策を直接扱う部会はないということから、このような問題が議論されているとは考えられません。あなたの答弁だよ、これは。一体どういうことなんだ。

○副大臣（松本剛明君）

お答えをさせていただきます。

昨日の質問は、産業育成などの助成についての御質問であったので、そのように御回答をさせていただきました。

○山田俊男君

回答になっていない。

○委員長（前田武志君）

山田俊男君、再度。

○山田俊男君

ともかくあなたは、TPP協定に御指摘の施策を記述する規定が盛り込まれるとは想定されにくいと、このように考えております。だって明確に、交渉の二十四作業部会の中にもないと言っているんですね。そして、地方自治体によ

る各種施策を記述する特別な規定は存在しません。おかしいじゃないか。

○委員長（前田武志君）

松本副大臣、質疑も一緒にやられたらどうですか。どういう質問かに対して。

○副大臣（松本剛明君）

地方自治体の施策全てということではなくて、御指摘をいただいた地方自治体の施策ということで御回答させていただいたというふうに記憶をいたしております。（発言する者あり）

○委員長（前田武志君）

それでは、議事録を精査の上、再度答弁をさせます。

○山田俊男君

単に農業だけの問題、農産物だけの問題じゃなくて、国民生活にかかわる様々な課題があるという中での議論なんだから、そんな外務副大臣がいいかげんなことを言っていては困るんだ。わざわざ私の事務所が訳したんだよ。あなたは、あなた方は正確な情報を出しているか、P4の協定の全訳を。出してもいないで、国民にも出していないで、どんな議論を始めようというんだ。もう一回聞きたい。

○国務大臣（玄葉光一郎君）

これ、議事録を是非精査していただければと思いますけど、私も昨日座っておりましたけれども、恐らくこれは福島みずほ委員の御質問だったんじゃないかというふうに思うんですが、恐らく、地方自治体が各種助成とかをしていると、そのことについてTPPなどではどうなるんだという御質問だったんじゃないかなというふうに思います。

政府調達については、（発言する者あり）いや、政府調達について申し上げますけれども、政府調達については、まさに山田委員がおっしゃったとおり、例えばP4協定では、中央政府では日本円にして七億六千五百万円以上、つまり、入札に言わば外資、開放しなきゃいけないという協定がございます。ちなみに、日本とチリのEPAでも、中央政府は六億九千万円以上、そして地方政府は二十三億円ということになっております。

先ほどの自治体の話では、P4は地方政府は実は対象外になっているというのが実態ではないかなというふうに思います。

○山田俊男君

大島大臣、まさにそういうことなんだよ。地方の、地方自治体がやる様々なサービスや建設事業に全部規制が掛かってくるんだよ。ある一定以上は海外の企業を入れなきゃいかぬということになっちゃうんだよ。そのことについての影響はどんなふうにお考えになります。

○国務大臣（大島章宏君）

お答えを申し上げます。

したがいまして、先ほど申し上げましたように、地方の建設企業の厳しい状況というものを十分反映した形で、ルール作りには日本の政府として主張をし、それを織り込ませなければならないと思っております。

○山田俊男君

細川大臣、細川大臣の医療の分野もこの中にあるんですよ。その点についてはどんなふうを受け止めておられますか。

○国務大臣（細川律夫君）

医療につきましては、T P P協定の基になると言われておりますP 4協定におきましては、医療を含みますサービスについては合理的な規制が認められております。営利法人によります医療機関の開設及び経営は原則として認められておりませんから、こうした我が国の医療提供の在り方について支障を及ぼすことがないように慎重に私どもは対応していきたいというふうを考えております。

○山田俊男君

総理、開国フォーラムを一方でやりながら、その一方で、国民会議と称している民主党のT P Pを慎重に考える会の皆さんが中心になって、そして同じように、競い合うように、各地でT P P反対という対話集会を開いておられるんですが、一体どんなふうを受け止めておられるんですか。

○内閣総理大臣（菅直人君）

先ほど来申し上げていますように、国会の場だけでなくいろいろな場で、このT P Pも含む、あるいは農業の改革を含む議論が、いろいろ議論として活発に闘わされることは大変結構なことだと思っております。

確かに、我が党の中にもいろんな議論がありますし、御党の中にもいろんな議論があることを私も知っております。日本の将来をどういう姿を求めていく

かということが大いに議論をすると、そういう一つの活動でありますから、それは政府が関係している活動も、あるいは我が党のいろいろな皆さんが関係されている活動も、そういう議論を盛んにやっぺいこうということでやっぺいられると思いますので、私は大変結構なことだと、こう理解しております。

○山田俊男君

どうも全く……（発言する者あり）全くおかしな話になっております。

○委員長（前田武志君）

質問が聞こえませんが、質問が聞こえませんが。お静かに。

○山田俊男君

それで、時間が余りないものですから、ここはどうしても聞きたい。

要は、二十四の作業部会にかかわるそれぞれの項目と、それと行政刷新会議、規制・制度改革で議論している内容が相当程度ダブっているんですよ。ダブっているんだけど、一体その事務局体制はどうなっているかということを知りました。今日の紙に書いてあります。これ、民間からかくのごとくメンバーが入っております。一体この実態をどんなふうに見止めて仕事されているんですか。蓮舫大臣に聞きます。

○国務大臣（蓮舫君）

お答え申し上げます。

規制・制度改革の事務局、現在三十九名の体制となっております、その中で他省庁等や民間からの出向者は三十四名となっております。

山田委員は、昨年、当時の大塚副大臣のときにも同じような御懸念をお持ちで、大塚副大臣がその懸念をしっかりと受け止めて、一人一人の職員からヒアリングをして、出向元の特定企業に利益が誘導されるようなことは決してあってはいけませんので、そのような体制を含めて整えて、御懸念がないように今取り組んでいるところでございます。

○山田俊男君

農地の利用調整もテーマになっていますね。農地の利用調整がテーマになっていて、その際、民間の会社を参入しろという議論がありますが、ここに三井不動産、森ビルが入っているんですよ。そのことについてはどんなふうに見止められますか。

○国務大臣（蓮舫君）

確かに、農地の流動化は二百五十項目の中の一つには入ってございますが、この事務局の方が提案したものではなくて、開かれた分科会で、これ議事録も公開しております、分科会の中で出たものと承知しております。また、事務局もチームとして相互チェックが働く形で体制を取り組んでおりますので、御懸念には及ばないかと存じます。

○山田俊男君

ありがとうございました。

また、続けて、いつかの機会をいただいてやります。

以 上